

## 断っているのにしつこい勧誘電話 法律違反です！！

---

**Q** 「何にでも効く」という健康食品の勧誘電話がかかってきた。あまりにしつこいので「勝手にしろ」と言って電話を切った。1週間後、契約したつもりはないのに商品が届いた。どうしたらいいのだろう。

(80歳代・男性)

**A** 断っているのに、事業者が再度勧誘の電話等をするのは特定商取引法で禁止されています。しつこい業者には法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。断る際は事業者名、連絡先等を聞いたうえで「いりません」「契約するつもりはありません」と、はっきりした言葉で意志を伝えましょう。契約したつもりがないのに契約になっていた、断りきれずに購入してしまった場合、クーリングオフ等ができる場合があります。「困ったな」と思ったらすぐにご相談ください。

消費生活の  
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）